# ID:　249

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 行為の許可 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町農業集落排水処理施設条例　第22条の2 |
| **例規番号** | 平成17年条例第131号 |
| 【根拠条文】(行為の許可)第22条の2　新たに公共ます、排水管、排水渠その他の排水設備を排水施設に固着しようとする者は、管理者の定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 15日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |